福生市 国民健康保険だより 保存版

令和８年６月22日 発行
発行　福生市
編集　市民部 保険年金課
〒197-8501 福生市本町5番地
☎ 042－551－1640（直通）

★福生市ホームページ：https://www.city.fussa.tokyo.jp/ ▶くらしの情報 ▶税・保険・年金 ▶国民健康保険

福生市国民健康保険税率等を改定します

福生市国民健康保険は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行や被用者保険の適用拡大等により被保険者数が減少している一方、被保険者の年齢構成が高いことや医療の高度化などにより、一人当たりの医療費が年々増加しており、一般会計からの繰入金で国民健康保険特別会計の赤字分を補てんし、財政運営を維持する厳しい状況となっています。

平成30年度からは都道府県が、市区町村と共に国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体として中心的な役割を担うことになりました。都道府県が市区町村ごとに標準保険料率（都道府県が各市区町村被保険者の所得水準等を踏まえて毎年算定し、公表する標準的な保険料率）を示して市区町村がそれを参考に保険料（税）率を決定するとともに、都道府県が定める事業費納付金を納付する仕組みになっています。事業費納付金は医療費の動向などにより決定されますが増加傾向となっており、当市でも現在の税率が標準保険料率に追いついていないことから、一般会計からの赤字分補てんが続いています。

これらの現状を踏まえ、国民健康保険税率等を次のように改定し、財政の健全化を進めます。また、令和８年度から、従来の国民健康保険税（医療分・後期高齢者支援金分・介護分）に加えて、新たに「子ども・子育て支援金分」が加算されます。

令和８年度の福生市国民健康保険税

区　分	医　療　分	後期高齢者支援金分	介　護　分 40歳から64歳までの加入者のみ	子ども・子育て支援金分
所得割率	5.94%	2.40%	1.93%	0.31%
均等割額 （被保険者1人あたり）	33,900 円	14,200 円	14,800 円	2,020 円※
課税の限度額	670,000 円	260,000 円	170,000 円	30,000 円

※子ども・子育て支援金分は均等割額1,928円と18歳以上均等割額92円を合算したものです。
※子ども（18歳に達する日以後の最初の３月31日以前である者。高校生年代）については、均等割額が全額軽減されます。

（参考）令和７年度の福生市国民健康保険税

区　分	医　療　分	後期高齢者支援金分	介　護　分 40歳から64歳までの加入者のみ	子ども・子育て支援金分
所得割率	5.39%	2.25%	1.79%	－
均等割額 （被保険者1人あたり）	29,700 円	13,200 円	14,000 円	－
課税の限度額	660,000 円	260,000 円	170,000 円	－

保険料（税）水準の統一化について

平成 30 年度の国保制度改革後、都道府県内の保険給付を管内の全市町村、全被保険者で支え合う仕組みとなっており、都道府県内のどこに住んでいても保険給付を同じ負担で受けられるのが望ましいとして、同じ所得水準であれば同じ保険料（税）（以下「保険税」といいます）負担となるよう、保険税水準の統一を進めていく必要があるとされています。

保険税水準の統一を進めることにより、医療費水準の変動を都道府県単位で反映でき、保険税の変動をより抑制し、国保財政を安定化させることができます。

国は、令和6年度に改定した「保険料水準統一加速化プラン（第2版）」において、都道府県単位での保険税水準完全統一の目標年限について令和 15 年度まで、遅くとも令和 17 年度までに完全統一に移行することを目標としました。

目標年限が示されたことにより、都道府県単位での保険税水準完全統一に向けて、急激な上昇とならないよう、計画的、段階的に税率改定を進めていく必要があります。

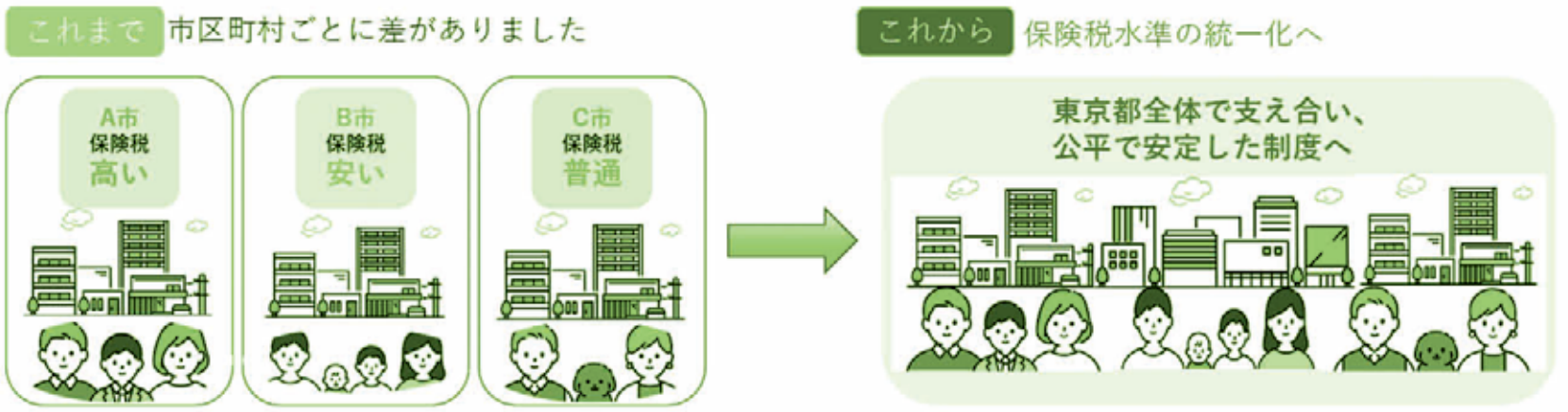

子ども・子育て支援金制度について

令和８年度より「子ども・子育て支援金制度」が始まりました。「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆さんから支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。詳しくは、次面をご覧ください。

9月末までです！ 特定健康診査は受診されましたか

福生市で国民健康保険に加入している**40 歳から 74 歳まで**の方を対象に、市内の指定医療機関で**毎年『特定健康診査』**という健康診断を行っています。今年度は５月 15 日（金）から９月 30 日（水）の期間で行っています。対象の方には、５月上旬に受診券をお送りしています。年に一度の機会ですのでぜひご受診ください。

特定健康診査のお問合せは…

福生市保健センターへ
電話 **042-552-0061**（直通）

国民健康保険税の納期内納付にご協力ください

国民健康保険税は普通徴収の場合、７月から翌年２月まで毎月末日（末日が土曜、日曜、祝日の場合は翌平日）までに金融機関、郵便局、コンビニ、市役所、キャッシュレス決済等で納めていただいています。国民健康保険事業は納付いただいた国民健康保険税により運営されています。引き続き納期内の納付にご協力ください。

保険年金課：**042-551-1640**（直通）
収　納　課：**042-551-1578**（直通）

納期一覧　納付について　納付 Q&A

詐欺の電話に要注意！ATM操作等による医療費の支給は行っていません

こどもまんなか
こども家庭庁

児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など こども・子育て支援の拡充が既に始まっています。

給付の拡充には、令和8年度から始まる 子ども・子育て支援金が充てられます。

拡充される給付の例

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。
  ※　令和6年10月分から拡充

育児時短就業給付

- 「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。
  ※　令和7年度から実施

育児期間中の国民年金保険料免除

- 国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。
  ※　令和8年10月分から実施

妊婦のための支援給付

- 「伴走型相談支援」の面談と合わせて、妊娠届出時に5万円、妊娠後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円、を支給します。
  ※　令和7年度から実施

出生後休業支援給付

- 「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の育児休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。
  ※　令和7年度から実施

こども誰でも通園制度

- 保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもが時間単位等で柔軟に利用できる制度です。こども1人当たり10時間／月の利用が可能です。
  ※　令和8年度より全国実施

←――　子ども・子育て支援金については、次面に詳細があります。

子ども・子育て支援金の保険税（令和8年度）

徴収開始時期は7月です。

※ 医療分等の保険税とあわせて徴収します。
※ 令和8年4月分からの保険税を8分割でお支払いいただきます。

子ども・子育て支援金に係る保険税は所得割0.31%、均等割2,020円になります。

※ 子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である者。高校生年代）については、均等割額が全額軽減されます。

もっと知りたい！

子ども・子育て支援金制度　Q&A

Q 「子ども・子育て支援金制度」って？

A 全ての世代や企業のみなさまから支援金を拠出いただき、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

Q どうして「支援金制度」が必要なの？

A 近年、少子化・人口減少の進行が加速していることから、政府は令和5年12月にこども未来戦略「加速化プラン」を策定し、総額3.6兆円の次元の異なるこども・子育て支援の拡充を実施することを決めました。支援金制度はこれを支える財源の一部です。

Q 収入が少なくても、支払う必要があるの？

A 支援金は所得に応じて拠出いただきますが、医療保険料と同様に、低所得の方に対する保険料軽減措置を設けています。

支援金の徴収の流れ

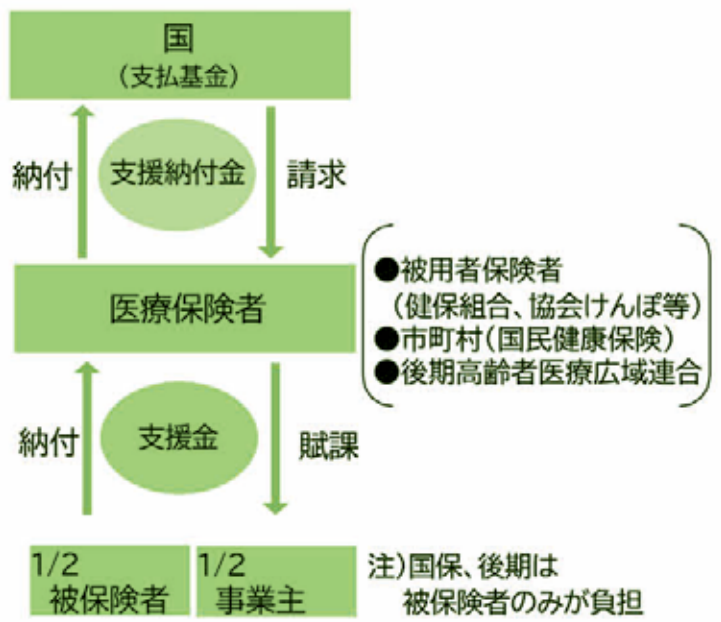

Q なぜ独身や高齢者も支払うの？

A こどもたちは成長し、やがて社会保障制度の担い手となることから、こどもの育ちを支える支援金制度は全ての方にメリットがあるため、独身の方や高齢者の方など全ての世代に加え、企業も含めた社会全体で支える仕組みとしています。

Q 支援金により負担が増えるの？

A 支援金の導入に当たっては、その裏側で社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため、支援金による負担は相殺される仕組みになっています。このため支援金の導入による実質的な負担はありません。

こどもまんなか
こども家庭庁

こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援金制度について」

こども家庭庁公式note「最近話題の「子ども・子育て支援金制度」について」

お問い合わせ窓口　こども家庭庁コールセンター　0120-303-272　（受付時間　平日9時から18時）

VEGETABLE OIL INK　資源有効利用のため本紙は再生紙を使用しています。